

### 制度の概要

避難支援が必要な人に制度に登録していただき、登録者の台帳とひとり一人の見守り方法や避難支援方法、ご家族の緊急連絡先、支援者などを記載した個別計画を作成します。

この台帳や個別計画の情報を自治会長、民生委員、支援者が共有することで、日頃の見守りや災害時の避難支援につなげていきます。

#### 【対象者】

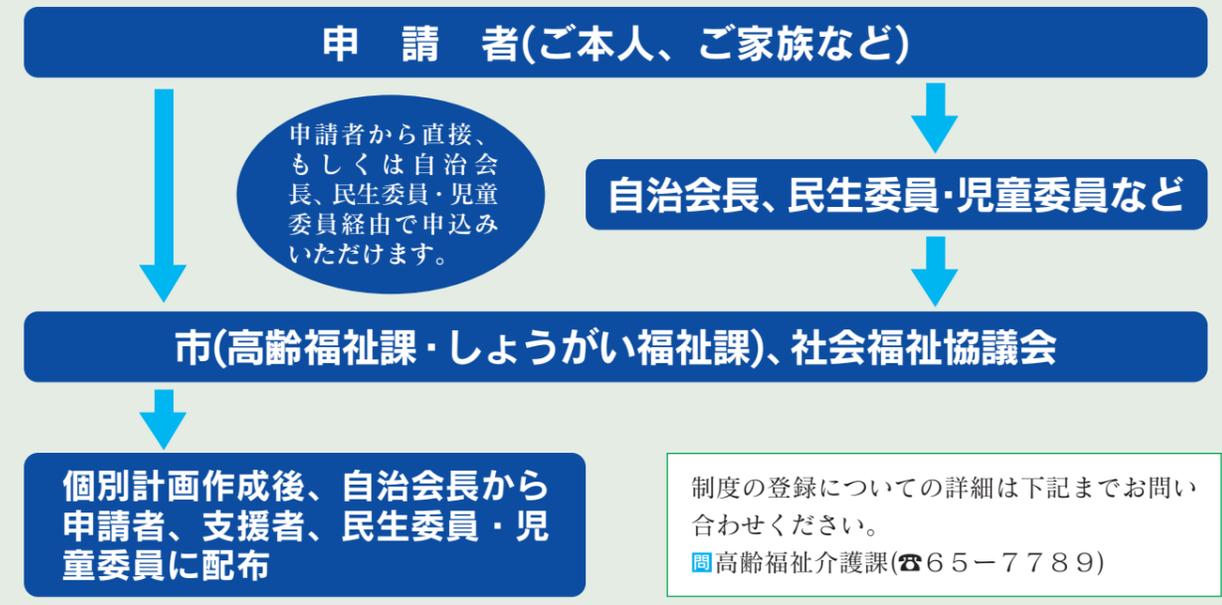
- ひとり暮らしの高齢者
  - 重いしょうがいのある人
  - 高齢者のみの世帯 など
- (避難情報が伝わりにくい人、避難の判断が自分できない人、避難を一人ですることが困難な人)

### 制度の現状

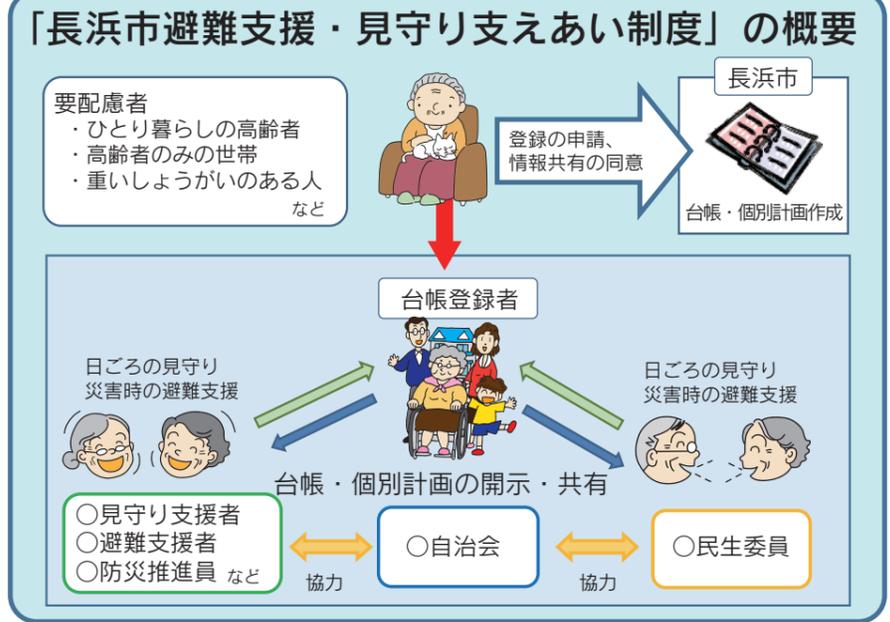
現在市内には約12,000人の要配慮者がいると試算しており、これから年々増えると予想されます。しかし、現状でこの制度に登録している人数は、約2,000人となっており、低い割合に留まっています。

低い割合となっている理由は、制度自体を知らなかったり、配慮者本人が登録の必要性を感じていないなどが挙げられます。

## 避難支援・見守り支えあい制度登録手続きの流れ



今一度、近所を見回してみてください。あなたの周りに要配慮者と思われる人はいませんか。本人に制度に登録するよう直接声をかけてみたり、自治会長や民生委員・児童委員に相談してみてください。



### 制度に関するよくある質問

質問1 支援者の役割とは何ですか。

回答 制度登録者に対して日ごろから見守りを行い、災害が発生するおそれのある時や発生した時などに、避難情報を伝えたり、安否確認や一緒に避難するなどの支援を行います。なお、**支援時は必ず、自らの安全、家族等の安全を確保した上で可能な範囲で支援を行ってください。**

質問2 制度に登録すると、必ず避難支援(避難誘導)をしてもらえるのですか。

回答 災害の規模や状況によっては、必ずしも支援が受けられるとは限りません。制度に登録しても、**避難訓練への参加や防災用品等の準備**など災害時への備えをしておきましょう。

質問3 個人情報はどこに提供するのですか。

回答 制度に登録されましたら、登録情報を自治会長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、支援者へ提供します。この情報は平常時は地域での見守り、災害時には避難支援などに活用します。

### プチ防災コラム ～あなたはすべて知っていますか？～

#### 気象・避難情報用語

避難勧告や土砂災害警報。大雨や台風の際にテレビやメールなどでよく目にする言葉ですが、正しく理解していないと避難の遅れなどにつながります。用語の意味を理解し、もしもの時に備えましょう。

##### 気象庁が発表

- 気象注意報・・・注意喚起のために発表されるもの。
- 気象警報・・・警告のために発表されるもの。注意報の上位に位置づけられます。
- 特別警報・・・最大級の警戒を必要がある場合に発表されるもの。甚大な被害が発生する恐れがあります。

※避難情報が出ていない場合でも身に危険を感じる場合は自主避難をしてください。  
※避難の際は十分に身の安全を確保してください。

##### 長浜市が発表

- 避難準備高齢者等避難開始 人的被害の発生する危険性が高まった状況。高齢者、しょうがい者など避難に時間がかかる人は、避難を始めてください。
- 避難勧告 危険性がさらに高まった状況。指定の避難場所に避難を始めてください。
- 避難指示(緊急) 危険性が非常に高まった状況。避難をしていない人は直ちに避難を、避難する余裕がない場合は命を守る最低限の行動をとってください。

下に行くほど重大

### 地域の見守り活動のアドバイザー 社会福祉協議会

自治会役員や民生委員・児童委員と連携して、地域の見守り支えあい活動のサポートを行っている社会福祉協議会。年に一度、福祉委員や民生委員・児童委員を招いて福祉委員シンポジウムを行っています。有識者を招いての講演や、自治会の見守り活動の取組発表などの場を設けています。

また、各自治会への出前講座を行ったり、見守り支えあい活動の会議に出席するなど地域の心強い味方として活動しています。



▲平成30年度福祉委員シンポジウム